

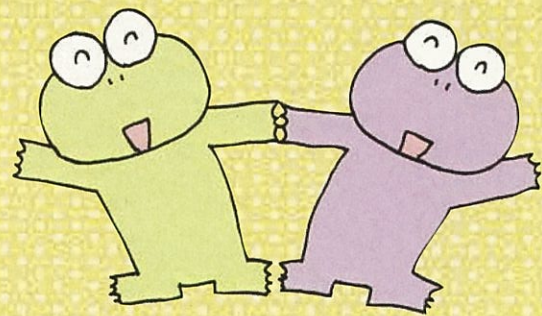
郵便はがき

□□□□□□□□

(特定記録
または
簡易書留)

契約書で、販売会社の住所・会社名・
代表者職名・代表者氏名を確認して
記載しましょう。

販売会社用



契約書で、信販(クレジット)会社の
住所・会社名・代表者職名・代表者
氏名を確認して記載しましょう。

信販会社用

(クレジット契約を結んでいる場合のみ)

ご相談はこちらまで

三重県消費生活センター

059-228-2212

月曜～金曜 9時～12時、13時～16時
(祝日・振替休日・12月29日～1月3日を除く)

または、消費者ホットライン

(※お住まいの市町消費生活相談窓口等に直接つながるか、電話番号が案内されます)

☎188 (嫌や! 悪質商法)

編集・発行 **三重県消費生活センター**

〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 県栄町庁舎3階

電話：059-224-2400(事務局)

FAX：059-224-3372

ホームページアドレス：<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOUHI/hp/>

くらしに役立つ豆知識



ご存じですか? クーリング・オフ制度



クーリング・オフとは!
訪問販売や電話勧誘販売など、
特定の取引方法で契約した後に
消費者に考え直す時間を与える
特別な制度です。
一定期間内に手続きすれば申込みの撤回や、契約の解除ができます。



三重県消費生活センター

